

郡上市大和庁舎 会議室等使用ガイド

1. 使用概要(時間・使用できない日)

使用時間	午前 9 時から午後 10 時まで
使用できない日	毎週月曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） ※夜間の会議室利用がない場合は、早期に閉庁することがあります。 ※毎月第3日曜日及び祝日は予約の状況により休館となることがあります。

2. 会議室・使用料一覧

会議室名	定員目安	午前	午後	夜間	1 日
防災研修室	180 名	5,830 円	5,830 円	8,140 円	17,270 円
201 会議室	20 名	1,320 円	1,320 円	1,870 円	4,070 円
301 会議室	44 名	3,740 円	3,740 円	5,170 円	11,110 円
302 会議室	12 名	880 円	880 円	1,210 円	2,530 円
303 会議室	20 名	1,320 円	1,320 円	1,870 円	4,070 円
304 会議室	12 名	880 円	880 円	1,210 円	2,530 円
305 会議室（和室）	20 名	1,320 円	1,320 円	1,870 円	4,070 円
306 会議室	12 名	880 円	880 円	1,210 円	2,530 円
ロビー	—	880 円	880 円	1,210 円	2,530 円

※冷暖房を使用する場合は、各使用料の 30% が加算されます（10 円未満の端数は切り捨て）。

3. 使用許可の申請

利用を希望される方は、事前に「使用許可申請書（様式第 1 号）」を提出してください。

※定期的に利用される団体についても、その都度予約・申請をお願いします。

防災研修室	使用日の 12 か月前から 1 日前まで ただし、定期的に利用される場合は、使用日の 3 か月前から 1 日前まで
その他の会議室	使用日の 3 か月前から 1 日前まで （防災研修室と併用する場合は 12 か月前から受付可）

【利用をお断りする場合】

- ・ 市の業務や庁舎管理、来庁者・近隣住民への支障や迷惑となるおそれがあるとき。
- ・ 営利目的、寄付金募集、物品の販売・宣伝・勧誘、その他これらに類する行為のとき。
- ・ 特定の政党の利害に関する事業、選挙に関し特定の候補者を支持・反対する活動のとき。
- ・ 特定の宗教の布教、又は入信を勧誘するものと認められるとき。
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- ・ 反社会的な活動、または暴力団やそれらの利益となる活動を行うおそれがあるとき。

※市の緊急行事等のため、予約後でも変更・取消をお願いすることがあります。ご了承ください。

4. 使用料の減免基準

減免を希望される場合は、事前に「施設使用減免申請書（様式第 2 号）」を提出してください。

定期的に使用される場合は、初回のみ提出ください。

区分	減免対象団体等の名称及びその業務	施設使用料	冷暖房料
A	行政機関・教育機関（行政・教育目的での使用） 市社会福祉協議会（ボランティア業務での使用） その他市長が特別の理由があると認めたとき	全額免除	全額免除
B	市内の社会教育団体等（女性団体、PTA、文化協会・スポーツ協会、子ども会、シニアクラブなど） 自治団体・公共的団体が主催する総会、講演会、研修会など 市や市教委が後援する事業 その他市長が認めたとき	全額免除	減免なし
C	市内の公共的団体の活動（上記 A・B に該当しないもの） 一般市民を対象とする講演会等で市長が特に認めたもの	1 / 2 免除	減免なし

5. 利用ルールと注意事項

- ・許可を得ていない部屋や設備を使用しないでください。
- ・使用権の譲渡、または転貸は禁止されています。
- ・正面玄関以外の出入口からの出入りは、非常時を除きできません。
- ・所定の場所での飲食や喫煙は行わないでください。
- ・会議使用後は会議室の清掃をお願いします。ごみは各自お持ち帰りいただきます。
- ・騒音や暴力など、他の利用者や近隣の迷惑となるおそれがある行為をしないでください。
- ・不特定多数の方が使用する施設であるため、荷物の預かりはできません。
- ・会議室の予約後、使用しなくなった場合は、速やかに連絡をお願いします。
- ・その他、管理上の指示に従ってください。

※ルール違反があった場合は、許可の取り消しや使用停止を行うことがあります。

6. 予約・お問い合わせ先

大和庁舎会議室予約受付（大和地域公民館内）

T E L : 0 5 7 5 - 8 8 - 3 3 8 1

受付時間：火～日曜日 午前 9 時～午後 10 時

※夜間・第 3 日曜・祝日に会議室の使用がない場合は、閉庁します。